RESONA

使用開始日 2026.10.28.

投資信託説明書（交付目論見書）

Smart−i 世界株式気候変動インデックス

追加型投信／内外／株式／インデックス型

●本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、右記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されています。

●ファンドの販売会社、基準価額等については、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社［ファンドの運用の指図を行います。］
りそなアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第2858号
設立年月日　2015年8月3日
資本金　10億円（2026年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額　2兆8,313億円
（2026年7月末現在）

照　会　先：りそなアセットマネジメント株式会社
お問い合わせ：0120-223351
（営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ：https://www.resona-am.co.jp/

受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行います。］
株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行う「Smart−i 世界株式気候変動インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月27日に関東財務局長に提出しており、2026年10月28日にその届出の効力が生じております。

ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
追加型投信	内外	株式	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファンド	なし	その他 （MSCI ワールド 気候変動インデックス （配当込み、 円換算ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

MSCI ワールド気候変動インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 日本を含む先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI ワールド気候変動インデックス（配当込み、円換算ベース）*の動きに連動する投資成果を目指します。

＊指数の詳細については、「MSCI ワールド気候変動インデックス（配当込み、円換算ベース）とは」をご参照ください。

2 RM世界株式気候変動インデックスマザーファンドを通じて、金融商品取引所に上場、または店頭登録されている*1日本を含む先進国の株式*2のうち、MSCI ワールド気候変動インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式への投資を行います。

- MSCI ワールド気候変動インデックス（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、日本を含む先進国の株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、国内外の金融商品取引所に上場されている株価指数先物取引を活用することがあります。

＊1 上場予定、店頭登録予定を含みます。
＊2 DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- 当ファンドはESG（環境/社会/ガバナンス）のうち特にEを投資銘柄選定の主要な要素としています。特にEを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は合計100%とすることを目標としています。

※ 2026年7月31日現在、特にEを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は、以下の通りです。

	組入比率
ESGのうち特にEを主要な要素として選定した投資銘柄	97.5%

・上記組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
・現物資産（株式および投資証券）のうち、特にEを主要な要素として選定した投資銘柄の比率は100%です。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

4 購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

ファンドの目的・特色

MSCI ワールド気候変動インデックス(配当込み、円換算ベース)とは

MSCI Inc.が開発したMSCI ワールド気候変動インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI ワールド気候変動インデックス(配当込み、米ドルベース)は、日本を含む先進国の株式を対象とするMSCI ワールド指数(親指数)の構成銘柄から一部銘柄を除外し、MSCI Inc.独自の低炭素経済移行リスク評価をもとに各銘柄のウエイトを決定する指数で、配当を考慮したものです。

《指数の特徴》

① MSCI Inc.独自の低炭素経済移行リスク評価を用います。当該評価は、低炭素社会への移行に関連するリスクや機会に対する評価対象企業のエクスポージャーとマネジメント力を総合的に測定することにより、低炭素社会への移行に対して当該企業がどの程度、先進的な取組みを行っているか、もしくは後れをとっているかをスコアリングとカテゴリー分類によって明確にすることを目的としています。

② E/S/Gそれぞれの要素(とりわけEの要素)に負の影響を与える可能性がある不祥事について分析し、スコアが低位の企業は除外されます。

③ 非人道的兵器、核兵器など問題のある兵器製造、タバコ関連事業に関与する企業、一般石炭の採掘や販売から一定以上の収益を得ている企業等は除外されます。

④ 構成された指数は、EUの「気候変動に関連するベンチマーク」の最低要件を充足するよう定められた、MSCI Inc.独自の要件を満たします。

《指数の要件》

① 加重平均炭素強度(Scope1+2+3)*1が、親指数の70%以下であること

② 加重平均潜在炭素強度*2が、親指数の70%以下であること

③ MSCI ESG Controversies(不祥事)スコア(特に環境関連のスコア)が低位の企業、問題のある兵器製造、タバコ関連事業に関与する企業、一般石炭の採掘や販売から一定以上の収益を得ている企業等が除外されていること

④ 加重平均炭素強度が、年率平均で7%以上低下していること

⑤ 指数構成銘柄全体のグリーン収益率*3／化石燃料ベース収益率*4が親指数以上であること

⑥ 気候変動の影響が高い企業群と低い企業群の構成比*5が親指数と同じであること

⑦ 炭素削減の目標を掲げる企業の配分比率を高めていること

*1 各構成銘柄が直接・間接に排出する温室効果ガス量(Scope1+2+3)に構成銘柄全体の企業価値(現金およびその同等物を含む、以下同じ)の平均前年比伸び率を乗じて、企業価値で割ったものを構成割合で加重平均したもの
Scope1：当該企業が自ら燃料の燃焼や工業活動によって直接に排出した温室効果ガス
Scope2：当該企業が他者から供給された電気や熱等の使用に伴って間接に排出した温室効果ガス
Scope3：Scope1、Scope2以外で、当該企業の活動に関連して他者が排出した温室効果ガス

*2 各構成銘柄が保有する化石燃料埋蔵量から将来発生する可能性のある温室効果ガス量に構成銘柄全体の企業価値の平均前年比伸び率を乗じて、当該構成銘柄の企業価値で割ったものを構成割合で加重平均したもの

*3 収益全体に占める、代替エネルギー、エネルギー利用効率化、持続可能な水利用、気候変動に対応した不動産、汚染・汚濁防止、持続可能な食糧生産の6つのいずれかに関連する事業から得ている収益の割合

*4 収益全体に占める、一般石炭の採掘や販売、石油や天然ガスの採掘・生産・精製、化石燃料火力発電の3つのいずれかに関連する事業から得ている収益の割合

*5 EUの業種分類法にしたがって、気候変動への影響度が高い業種と低い業種を特定し、影響度が高い業種に属する企業の指数構成割合の合計と影響度が低い業種に属する企業の指数構成割合の合計を比較したもの

※ MSCI Inc.作成の資料に基づき、りそなアセットマネジメントが作成。
※ 上記の記載内容については、今後変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

《低炭素経済社会移行リスクの評価について》

・MSCI ESG調査における、低炭素経済移行リスクの評価については、低炭素社会への移行に関連するリスクと機会に対する企業のエクスポージャーとマネジメント力を総合的に測定することにより、低炭素社会への移行を潜在的に先導する企業と、遅れをとる企業が特定されるように設計されています。

・低炭素社会への移行のリスクにおける企業の評価は最終的に、(1)低炭素経済移行リスクカテゴリーと(2)低炭素経済移行リスクスコアの2つのファクターによって示されます。

(1)低炭素経済移行リスクカテゴリー：企業を5つのカテゴリーの中に分類し、低炭素経済への移行期に直面する可能性の高いリスクと機会を明確化するものです。

(2)低炭素経済移行リスクスコア　：多次元的なリスクと機会の評価に基づいて、企業が直面する主要なリスクと二次的なリスクの両方を考慮してスコアリングします(0～10)。業種にとらわれず、低炭素経済への移行に対する企業の位置づけを絶対的に評価します。

〈低炭素経済移行リスクカテゴリーと低炭素経済移行リスクスコア〉

低炭素経済移行リスクスコア(X)	低炭素経済移行リスクカテゴリー		低炭素経済移行リスク／機会	事例
0 ≦ X ≦ 2.04	アセットストランディング		• 低炭素社会への移行に対して、非常に高いリスクを負っている企業 • 短中期的に「資産座礁*」の可能性がある	炭鉱業、石炭発電、オイルサンドなど
2.04 < X ≦ 5.72	トランジション	プロダクト	• 炭素強度の高い製品やサービスを扱い、低炭素社会への移行に伴い取扱商品・サービスの需要減少が懸念される企業 • 企業が自社製品を低炭素製品に移行する能力があるかどうかによって先進的な企業であるか、後進的な企業であるかが明確に分かれる	石油・ガス採掘精製、ガソリン・ディーゼルの自動車製造など
		オペレーショナル	• 炭素税や、企業の収益性低下に繋がる二酸化炭素排出緩和措置に投資を行うことによって、資本コストや運営コストの増加が懸念される企業	電力、セメント、鉄鋼業など
5.72 < X ≦ 6.94	ニュートラル		• 炭素強度の低い事業や製品を持つ企業 • 炭素社会への移行に伴う影響を受けにくい	生活必需品、ヘルスケアなど
6.94 < X	ソリューション		• 低炭素・ゼロ炭素製品やサービスに関与し、総炭素強度がマイナスになる企業 • 低炭素社会への移行に伴い利益を得られる可能性が高い	電気自動車、再生可能エネルギー発電、太陽電池など

* 社会や市場などの環境が大きく変化した結果、資産の価値が著しく低下すること。

※ MSCI Inc.作成の資料に基づき、りそなアセットマネジメントが作成。
※ 上記の記載内容については、今後変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

《低炭素経済移行リスクカテゴリーと低炭素経済移行リスクスコア算出のプロセス》

Step1：低炭素経済移行リスクのエクスポージャースコアの測定とエクスポージャーカテゴリーの決定
企業が直面する低炭素化のリスクと機会について、企業の既存の事業や製品、また低炭素・ゼロエミッション製品などのチャネルを通じて、企業の炭素強度プロファイルを算出し、そこからスコアの計算とカテゴリーの決定を行います。

Step2：低炭素経済移行リスクにおける企業のマネジメント力評価
低炭素経済移行リスクを軽減するための方針やコミットメント、ガバナンス体制、リスク管理の取組みや目標・実績、あらゆる議論への関与などを、下記5つのKey Issuesのマネジメントスコア（0～10）を通じて、測定します。業種に合わせて重視する項目を変え、項目の加重平均によって、低炭素経済移行リスクマネジメントスコアと四分位値を測定します。

1. 二酸化炭素排出
2. 製品カーボンフットプリント（製品のライフサイクル全体の二酸化炭素排出量）
3. 環境配慮融資
4. 再生可能エネルギーにおける機会
5. クリーンテクノロジーにおける機会

Step3：低炭素経済移行リスクスコアの算出と低炭素経済移行リスクカテゴリーの決定
Step1で算出した低炭素経済移行リスクエクスポージャースコアに、Step2で評価した企業の経営努力の強弱を加味して、最終的に低炭素経済移行リスクカテゴリーと低炭素経済移行リスクスコアを調整します。
この調整により、マネジメント力が高い企業は、スコアの上昇や、それに伴う、より上位のカテゴリーへの変更の可能性があります。

－ご参考－　気候変動に関するリスクと機会について

- 低炭素社会への移行は、気候変動関連の緩和・適応要件に取り組むための広範囲におよぶ政策・法規制、技術および市場への変化を伴うため、企業の財務や評価にさまざまな影響を与える可能性があります。これらのリスクは「移行リスク」と呼ばれます。
- 一方で気候変動に関する取組みは、例えば新たな製品やサービスの開発、資源の効率的利用とコスト削減など、企業にとっての機会も創出すると考えられます。
- TCFD*により、気候関連のリスクおよび機会に関する分類が下記の通り定義されています。

〈気候関連のリスク〉

●移行リスク

政策および法規制のリスク	技術のリスク	市場のリスク	評判上のリスク

●物理的リスク

急性リスク	慢性リスク

〈気候関連の機会〉

資源の効率	エネルギー源	製品およびサービス
市場	回復力	

＊ TCFD：気候関連財務情報開示タスクフォース

※ MSCI Inc.作成の資料、TCFDによる提言（最終報告書）に基づき、りそなアセットマネジメントが作成。
※ 上記の記載内容については、今後変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

《指数の選定理由》

対象指数の選定にあたっては、指数の過去のパフォーマンス実績、指数におけるESG（特にE（環境））の勘案方法、指数提供機関のサービス内容などを総合的に勘案しています。当ファンドの対象指数として、「MSCI ワールド気候変動インデックス（配当込み、円換算ベース）」が相応しいと判断した主な理由は以下のとおりです。

① 当該指数は、指数選定時点における過去のパフォーマンス実績が、日本を含む先進国株式の代表的な時価総額加重平均型指数と比較して良好であったこと

② 当該指数の構築手法は、低炭素社会への移行に関するリスクと機会に対する企業のエクスポージャーならびにマネジメント力等を総合的に考慮するものであるため、適切であると判断したこと

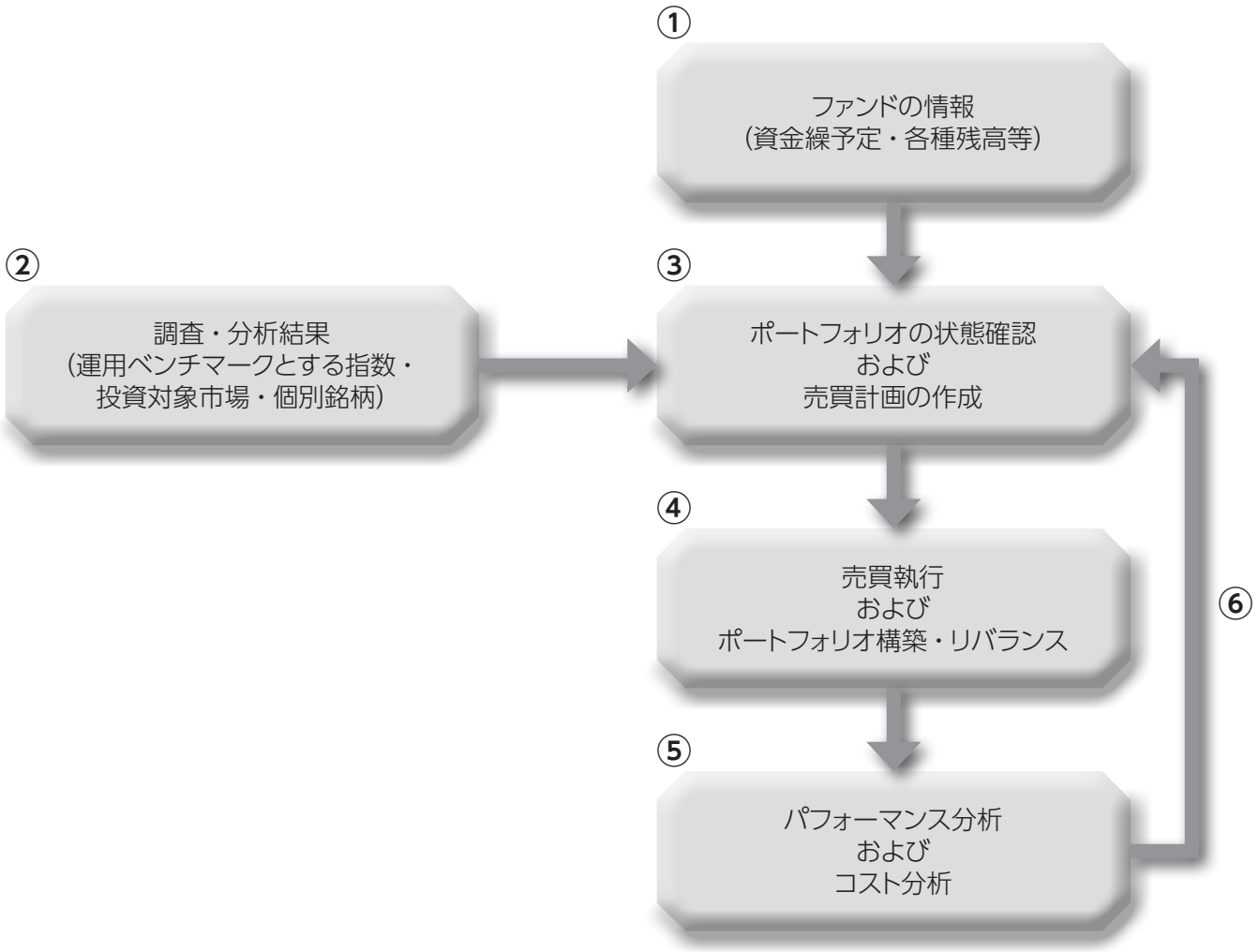
③ 当該指数の構築手法は、事業活動に関する温室効果ガス排出量（投資に係る温室効果ガス排出量を含む。）2050年実質ゼロを目指すりそなアセットマネジメントの気候変動に関する考え方と整合的であると判断したこと

④ 当該指数の構成銘柄を決定するMSCI Inc.の評価・分析手法や結果などは公開されており、十分な透明性があるものと判断したこと

※ 当該指数は、EUの「気候変動に関連するベンチマーク」の最低要件を充足しています。

ファンドの目的・特色

運用プロセスのイメージ



①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

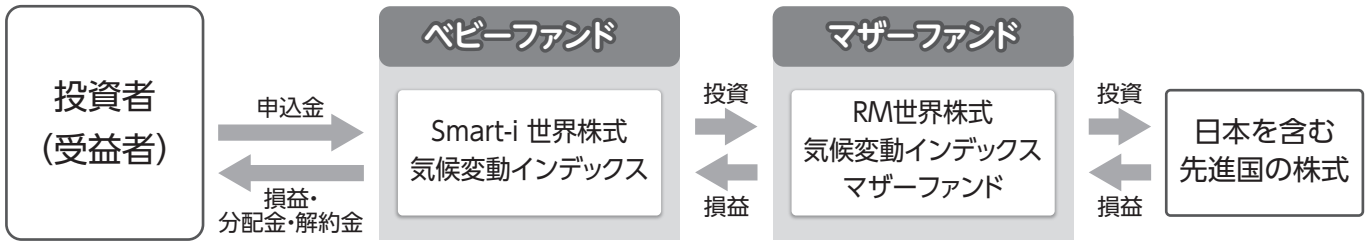
※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

原則、毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

MSCI ワールド気候変動インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発したMSCI ワールド気候変動インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。MSCI ワールド気候変動インデックス(配当込み、米ドルベース)は、日本を含む先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いします。

市場リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク		投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI ワールド気候変動インデックス(配当込み、円換算ベース)(以下、本頁において「指数」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

投資リスク

リスク管理体制

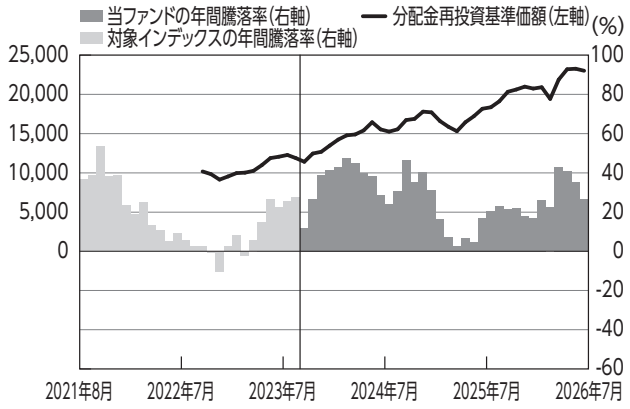
運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

※上記体制は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年8月末～2026年7月末

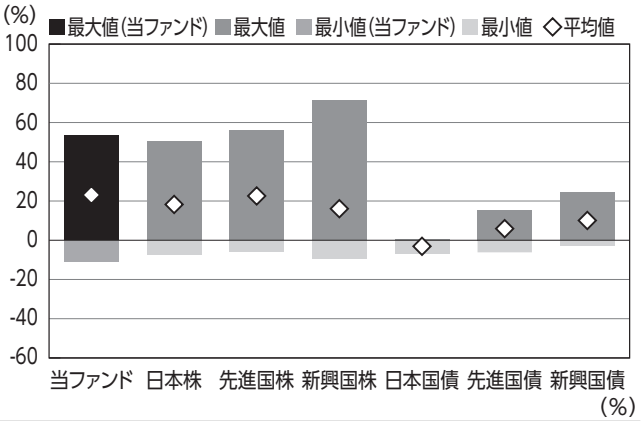


＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
なお、2023年9月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年8月末～2026年7月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	53.8	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△10.7	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7
平均値	23.2	18.3	22.7	16.2	△3.0	6.0	10.2

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)
東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

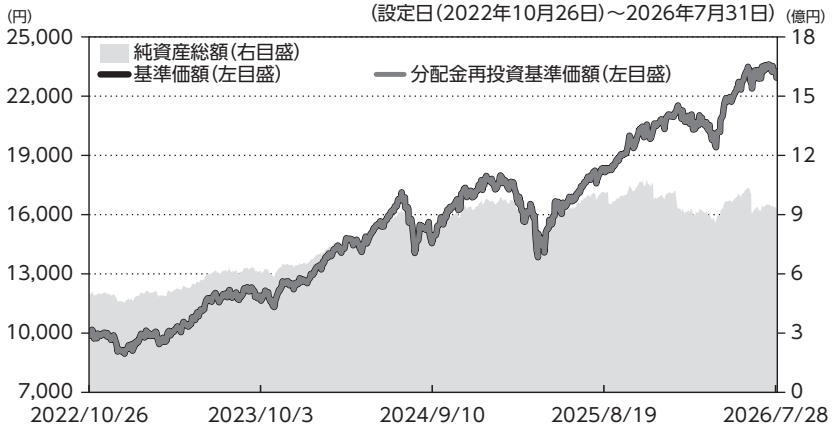
JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI―EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2026年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	23,004円	純資産総額	9.2億円



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2023年7月25日	0円
2024年7月25日	0円
2025年7月25日	0円
2026年7月27日	0円
－	－
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	95.4%
投資証券	2.1%
先物	1.9%
現金等	0.6%
合計	100.0%

■組入上位5ヵ国・地域

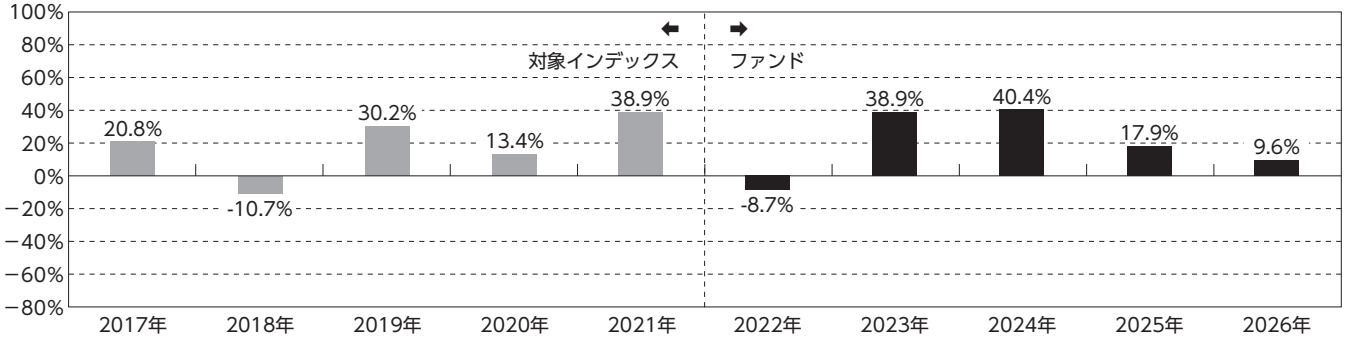
	国・地域	組入比率
1	アメリカ	74.4%
2	日本	5.1%
3	カナダ	2.6%
4	イギリス	2.4%
5	ドイツ	1.9%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.5%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.2%
3	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.9%
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	3.6%
5	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.6%
6	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	2.5%
7	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.2%
8	ADVANCED MICRO DEVICES	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.0%
9	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.7%
10	ELI LILLY & CO	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。
※国内株式の業種は東証33業種の分類を基準としています。
※海外株式の業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2017年から2021年までは、対象インデックス（ＭＳＣＩ ワールド気候変動インデックス（配当込み、円換算ベース））の年間騰落率です。
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2022年は10月26日から12月末までの騰落率です。2026年は7月末までの騰落率です。
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時30分までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年10月28日から2027年4月27日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
購入・換金申込受付不可日	以下の日は、購入・換金のお申込みを受付けません。 ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2022年10月26日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 ● 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ● やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	年1回決算 7月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があるため、詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.resona-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除・益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となることがあります。 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用(信託報酬)		ファンドの純資産総額に対して、**年率0.308%(税抜0.28%)**を乗じて得た額とします。 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 信託報酬=日々の純資産総額×信託報酬率		
	運用管理費用の配分	支払先	配分(税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.13%	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
		販売会社	年率0.13%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料	• 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 • 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 • 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。 • 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含みます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、収益分配金および換金時・償還時の個別元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※上記は2026年7月末現在のものです。

手続・手数料等

〔参考情報〕ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.50%	0.30%	0.20%

※対象期間は2025年7月26日～2026年7月27日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<メ モ>

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

<メ モ>

（本ページは目論見書の内容ではございません。）

<メ モ>

（本ページは目論見書の内容ではございません。）


りそなアセットマネジメント
RESONA